

発議第 3 号

防災対策の充実を求める意見書について

上記の議案を会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出
します。

令和 8 年 9 月 18 日提出

令和 8 年 9 月 18 日原案可決

提出者 東員町議会総務建設常任委員会

委員長 島 田 正 彦

防災対策の充実を求める意見書(案)

2025年3月31日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当相に手渡された。想定される死者数は最悪の場合29万8000人、津波によるものが最も多くなると予想されている。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難にむけたとりくみがすすんだにも関わらず、死者数が前回の予想32万人から8%ほどの減少にとどまっている。

2024年1月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.2%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち115校は避難所に指定されています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められている。ワーキンググループの報告では、対策がさらにすすめば犠牲者は大幅に減るとの指摘もあり、早急な対応が必要となっている。しかし、国による津波対策のための不適格改築事業については、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定が全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用がむずかしい状況となっている。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる充実・拡充を求める。

災害は、いつどこで発生するかわからない。三重県では、切迫性の高まっている南海トラフ地震に対応するため、「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」を制定することとしており、避難所環境改善、孤立地域対策、津波避難タワー整備等の市町支援についての対策を強化することがあげられる。特に避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠となっている。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積している。国の責任において、子どもたちをはじめとするすべての被災者が安心して避難できるように備えるべきである。過去の災害に学ぶとともに、「三重県災害時学校支援チーム」の支援活動をつうじてえられた経験や知見をいかし、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実することを強く望む。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を強く切望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 9月18日

東 員 町 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣 様
文 部 科 学 大 臣 様